

我国の荘園会計発達史

田 中 孝 治

1 はじめに

筆者は、著書（田中孝 2014）の前半、「第 4 章 我国古代の正税帳と出挙帳」において、我国江戸時代帳合法の起源を、律令時代の正税帳と出挙帳ではないか、という見解を述べた。また、「第 8 章 我国監査の起源」において、律令制が崩れるに従い、監査を含む古代の会計制度が、中世の荘園領主である寺院や高級貴族に受け継がれていったのではないかとも述べた。そして、次のような検討課題を挙げておいた。

正税帳の枝文の一つである「租帳（輸租帳）」の様式が、中世荘園の年貢散用状の前半部と同じ原理であり、また、荘園の「検注帳」も年貢散用状のそれと似た様式である。したがって、これらの問題は、今後、正税帳・出挙帳だけでなく四度公文の制度全体と、荘園の決算報告制度について照合・検討し、その関係性を明らかにしていく必要があると思われる。しかしながら、正税帳に比べ、他の四度公文は殆ど残存しないのが現状であるし、また、荘園の年貢散用状の様式も様々である。これらの問題については今後の研究課題とし、別稿で論じたいと思う（田中孝 2014, 243）。そこで本稿では、再び我国古代の律令社会の時代に時間を戻し、論を進めて

いきたいと思う。幸い、八世紀中頃の初期荘園¹における「経営の収支報告書」(加藤友 1995, 316) というものが存在することが分かったので、先ず、それを検討してみたいと思う。

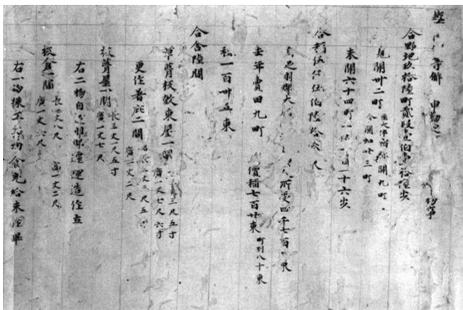
2 初期荘園制における決算報告制度について

2.1 「桑原庄券」について

初期荘園における「経営の収支報告書」というのは、「桑原庄券」² と呼ばれるものである。当時、東大寺は、北陸の越前国に多くの荘園を所有していた。そのうちの一つに坂井郡の桑原庄がある。桑原庄は、天平勝宝六年(754)頃、中央貴族大伴宿禰麻呂の所有地を東大寺が買得して成立したものである(小口 2002, 49)。その桑原庄の田使が(「造寺司」³)のひとつであるところの=引用者)造東大寺司に提出した経営報告書(丸山 1982, 37)が、「桑原庄券」である。この庄券は、天平勝寶七歳(755)五月三日、天平勝寶八歳(756)二月一日、天平勝寶九歳(757)二月一日、天平寶字元年(757)十一月十二日、の日付を持つ四通が現存し、それぞれ庄券第一~第四の名称で知られている。小口雅史によると、俗に「桑原荘の年代記」とも呼ばれている(小口

1999, 148)、とのことである。図表1は、庄券第一の書き出しの写真である。奥田尚は、「天平勝宝七歳三月九日付の越前国公驗をもって正式に東大寺領となった桑原庄は、奈良時代の初期荘園としてあまりに著名である。諸先学の数多くの優れた業績が桑原庄の名を高らしめたのであるが、それはまた桑原庄にはその経営状態を示す四

図表1 桑原庄券第一の冒頭の写真



出典：小口 1999, CD-ROM 写真 02

図表2 東大寺越前國桑原庄券第一

(3) (2) (1)	<p>Ⅲ</p> <p>残稻壹仟捌拾伍束肆把</p> <p>E (一)には、「自大伴宿禰所勘定受物」として、大伴宿禰所より買入れた土地と、無償で譲り受けた建物三種「草葺屋三間」と「釜」などの農機具五品の記載がある。</p> <p>天平勝寶七歲五月三日田使曾禰連「弟麻呂」 足羽郡大領生江臣「東人」 勘史生安都宿禰「雄足」</p>	<p>コウ</p> <p>合買雜物廿一物 價稻四百五十四束 釜一口受<small>二五五升</small></p> <p>直冊束</p> <p>D (釜)に続く農機具○点とそれぞれの数量、購入のために要した稻の束数が記載されている。</p>	<p>ケク</p> <p>合買雜物廿一物 價稻四百五十四束 釜一口受<small>二五五升</small></p> <p>直冊束</p> <p>C (一)に、「あ」合造作并修理舎八箇、ク・ケの内訳とそのため要した、充功稻・食料の束数、カ、の買屋(建物)二間(棟)のそれぞれの價(金銀段)などが記載されている。</p>	<p>ケク</p> <p>合買雜物廿一物 價稻四百五十四束 釜一口受<small>二五五升</small></p> <p>直冊束</p> <p>C (一)に、「あ」合造作并修理舎八箇、ク・ケの内訳とそのため要した、充功稻・食料の束数、カ、の買屋(建物)二間(棟)のそれぞれの價(金銀段)などが記載されている。</p>	<p>Ⅱ</p> <p>合雜用稻肆肆肆伯宋拾柒束陸把 買屋二間 價三百六十束 開田廿三町 功稻一千二百束町別一束 合造作并修理舎八箇 單功九百七十四人 充功稻九百七十四束一別一束 食料三百八十九束六把人別四把</p>	<p>Ⅰ</p> <p>自足羽郡大領生江臣東人所受四千七百八束 去年賣田九町 價稻七百廿束町別八十束 組一百卅五束</p>	<p>A</p> <p>越前國使等解 申勘定□□雜物事 合野地玖拾陸町貳段壹伯壹拾陸歩 見開二町 主大伴宿禰開九町 今開加廿三町「去年開」 未開六十四町二段一百一十六歩 合稻伍仟伍伯陸拾參束</p>	<p>「表題」 「東大寺越前國桑原庄券第一 田地雜物 坂井郡 天平勝寶七年」 越前國使等解 申勘定□□雜物事 合野地玖拾陸町貳段壹伯壹拾陸歩 見開二町 主大伴宿禰開九町 今開加廿三町「去年開」 未開六十四町二段一百一十六歩 合稻伍仟伍伯陸拾參束 自足羽郡大領生江臣東人所受四千七百八束 去年賣田九町 價稻七百廿束町別八十束 組一百卅五束</p>
-------------	--	--	--	--	---	--	--	---

出典：竹内 1977, 690-693

通の庄券が残存しているという事情によるものであった」(奥田 1972, 13)と述べている。

但し、この庄券については、上記奥田の見解にも述べられているように、日本古代史研究の分野において、「諸先学の数多くの優れた業績」があるのであるが、その解釈については分かれているように思われる。筆者のような門外漢には、それらの諸学説について意見を差し挟めるような立場ではない。そこで、本稿では、この庄券についての中身については深入りせず、庄園経営収支の決算報告書としての機能に目を向け、会計学的な立場から解釈を試みたいと思う。

図表2が、「桑原庄券第一」⁴の一部である。この中で、Aの96.2116町は、庄園の総面積である。その内訳が、アとイである。すなわち、A = ア + イとなる。まず、アは「見開」、すなわち開墾されている部分が、32町であり、その

内の 9 町は、前の持ち主の大伴宿禰が開き、残りの 23 町は去年、造東大寺司によって開かれたということである⁵。イは、残り 64.2116 町は「未開」、すなわちまだ開墾されていないということである。

次に、I の 5,563 束が、収入の合計である。ウエオがその明細である。すなわち、 $I = \text{ウ} + \text{エ} + \text{オ}$ となる。まずウの 4,708 束は、足羽郡大領生江臣東人の寄進額である。東人については、後述する。エは、アで説明した大伴宿禰が開いた 9 町を賣田した収入である。ここで、賣田といっても、本当に売するという訳ではない。「賃租」といわれるものである。「賃租とは、1 年を限って行う土地の貸借関係で、土地を借りた者は貸主に賃借料を支払うが、耕作前の春に支払う場合を『賃』、収穫後の秋に支払う場合は『租』という。ここでいう租は国家への土地税である田租とは別のものであり、地子じしともいった。古代では賃租で耕地を貸し出すことを『売』、借りることを『買』といい、地代を価直（直）という場合も多い」⁶（傍点引用者、福井県 1993, 603）。したがって、『賣』とは、小作に出すこと（竹内 1957, 242）であり、エは、その小作料と見なして差支えないと思われる。1 町当たり 80 束、すなわち 80 束 × 9 町で 720 束となる。オは、田租のことであり、135 束となる。福井県史によると、田租が荘から国に納める租税としての支出に入れられるのではなく、収入に入れられているのは、土地制度を定めた田令で寺田が不輸租になっているからであると考えられる。桑原庄は国家から与えられた寺田ではなく、墾田を買得したものであり、施入された寺田とはやや性格が異なる、という説明がなされている（福井県 1993, 610）。

II の 4,477.6 束は、支出の合計である（「雑用」は、費用の意（田中孝 2014, 109））。その内訳がカキクケコである。すなわち、 $II = \text{カ} + \text{キ} + \text{ク} + \text{ケ} + \text{コ}$ となる。カの 360 束は、買屋（建物）二間（棟）の代価である。それぞれの代価は、C に記載されている。キは、I のアで記載されていたように去年 23 町を開墾したのであるが、そのために要した労働力に対する労務費（ここでは「功稻」と記されている）を町別に 100 束支払ったということである。すなわち

23 町 × 100 束 = 2300 束である。

次に、クケを説明する前に、あいについて説明する。あは、建物を建てたり、修理したものが、合わせて 8 箇所あったということである。いは、そのために働いた労働者が全部で 974 人だったということである。ここで、「単とは總の意である」(船越 1949, 134)。クは、そのための功稻が、一人一束の計算で、974 束。ケは、食料として、一人 4 把の計算で、389 束 6 把となる。すなわち、 $974 \text{ 人} \times 0.4 \text{ 束} = 389.6 \text{ 束}$ である。

コの 450 束は、省略してあるが、うの 21 の雑物 (図表 3 の ~²⁹参照) を買った代価のことである。雑物とは、農機具等のことである。

Ⅲの 1,085.4 束は、収入から支出を差し引いた残高である。すなわち計算式は以下の通りである。

Ⅰ (収入) 5,563 束 - Ⅱ (支出) 4,477.6 束 = Ⅲは (残高) 1,085.4 束

内訳の細かい計算も含め、計算はぴったり合っている。試に図表 3 をご覧いただきたい。「庄券第一」を再計算したものである。右端から 2 列目の「計算値」は、表計算ソフトで計算した値である。一番右端の「一致」の列に「*」を付したものは、庄券に書かれていた数字と、表計算ソフトで計算した値が一致した場合に付したものである。すべての計算で一致が見られる。すなわち、Ⅰの収入の合計、Ⅱの支出の合計、Ⅲの残高、それらに加えて、クの「充功稻」の内訳 (~) の合計や、うの「合買雑物」の 21 品目の合計もピッタリ合っている。相変わらず、古代の人の計算力の高さには、驚かされる。

次に、B である。ここには「草葺板敷東屋一間」、「板葺真屋一間」⁷、「板倉一間」などと荘園成立の当初の 6 棟の建物群が、それぞれの大きさと、その状態などとともに記載されている。これらは、荘園経営の拠点としての屋舎であり、「荘所」とか、「産業所」と呼ばれていた (傍点引用者、加藤 1995, 323)。この産業所については、後述する。なお、この部分は、他の三通の庄券にはない。

また、E の部分は、図表 2 中にも注記したように、前の地主の相伴宿禰から、

図表3 東大寺越前國桑原庄券第一の再計算

「東大寺越前國桑原庄券第一 田地雑物 坂井郡 天平勝寶七年」(単位 束数)				計算値	一致	
I	合稻伍仟伍伯陸拾參束	収 入	5,563.0	ウ～オの合計	5,563.0	*
ウ	自足羽郡大領生江臣東人所受四千七百八束		4,708.0			
エ	去年賣田九町 價稻七百廿束町別八十束		720.0			
オ	租一百卅五束		135.0			
II	合雜用稻肆仟肆伯柒拾柒束陸把	支 出	4,477.6	カ～コの合計	4,477.6	*
カ	買屋二間 價三百六十束		360.0			
キ	開田廿三町 功稻二千三百束 町別一百束		2,300.0			
ク	合造作并修理舍八箇					
ケ	單功九百七十四人					
	充功稻九百七十四束 人別一束		974.0	①～⑧の合計	974.0	*
	食料三百八十九束六把 人別四把		389.6			
①	板倉一間長一丈八尺 功充三百五十束 人別一束		350.0			
a	買草葺東屋一間 價二百束					
②	運作夫二百人 功充稻二百束 人別一束		200.0			
b	買板葺屋一間 價一百六十束					
③	運作夫一百六十人 功充稻一百六十束 人別一束		160.0			
	更作著庇二間					
④	作夫六十人 充功稻六十束 人別一束		60.0			
	修理東屋一間					
⑤	作夫一百人 充功稻一百束		100.0			
	眞屋一間					
⑥	作夫卅人 充功稻卅束		40.0			
	東屋一間					
⑦	作夫五十人 充功稻五十束		50.0			
	作垣一條長一百五十丈					
⑧	作夫十四人 充功稻十四束		14.0			
う	合買雜物廿一物					
コ	價稻四百五十四束		454.0	⑨～㉙の合計	454.0	*
⑨	釜一口受二斗五升	直卅束	40.0			
⑩	鐙二柄	直十束 柄別五束	10.0			
⑪	手鐙二柄	直十束 柄別二束	4.0			
⑫	鎌二柄	直四束 柄別二束	4.0			
⑬	鋤二柄	直四束 柄別二束	4.0			
⑭	鍬廿柄	直六十束 柄別三束	60.0			
⑮	鋤十柄	直卅束 柄別三束	30.0			
⑯	席十枚	直卅束 柄別三束	30.0			
⑰	折薦十枚	直廿束 柄別三束	20.0			
⑱	簀十枚	直十束 柄別一束	10.0			
⑲	明櫃十合	直十束 合別一束	10.0			
⑳	折櫃十合	直五束 東別二合	5.0			
㉑	水乎氣十口	直五束 東別二口	5.0			
㉒	田笥一百合	直十束 東別十合	10.0			
㉓	木佐良一百口	直十束 東別十口	10.0			
㉔	槽一口	直五束	5.0			
㉕	宇須一要	直五束	5.0			
㉖	箕一舌	直二束	2.0			
㉗	長四口二口各受三石 二口各受二石五斗	直一百卅束 二口各卅束 二口各卅束	140.0			
㉘	缶廿口	直卅束 口別二束	40.0			
㉙	田坏二百口	直十束 東別廿束	10.0			
III	殘稻壹仟捌拾伍束肆把	残 高	1,085.4	IからIIを引く	1,085.4	*

※ a、bは、カの内訳

有償、無償で譲る受けた不動産・動産を記載した箇所である。この部分も、他の三通の庄券にはない。

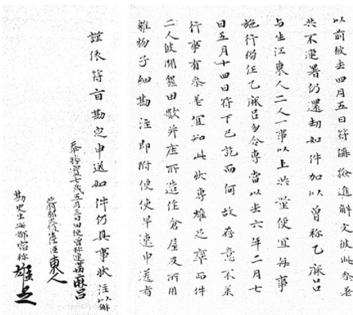
最後に、末尾の(1)~(3)の三名の署名について説明する(図表4も合わせて参照)。まず、(1)の曾禰連弟麻呂である(庄券第二・第三・第四では、「乙万呂」と署名している)。弟麻呂(乙万呂)は、「田使」と記されている。藤間生大は、この「田使」について、「現地に於ける東大寺側の庄務関係者の様である。……寺院側につめていた一事務員的なものであつたであらう」(藤間1947, 235)と述べている。岸俊男は、弟麻呂について、造東大寺司に臨時に配された官人と考えられる(岸1966b, 364)、と述べている。

次に、(2)の生江臣東人である。東人は、「足羽郡大領」とあるように、越前の庄園経営に中心的な役割を果たしたこの地の豪族であった。天平勝宝元年(749)の時点では、造東大寺司の史生⁸として越前における東大寺領の占定のために活躍している。この庄券第一が作成される前年の天平勝宝六年(754)の初めには、この地に帰り、大領⁹として桑原庄の経営に参画している(岸1966a, 321-322)。

また、(3)の安都宿禰雄足は、岸によると、造東大寺司の舎人¹⁰であったが、のちに越前国史生として赴任せしめ、東人とともにその庄園の経営に参加尽力せしめただけでなく、のちにはかくして発生した彼と越前との特殊な関係をいっそう発展的に利用するために、彼を抜擢して造東大寺司主典¹¹に任じられたとかがえられる(岸1966a, 326-327)と、している。この庄券第一が作成された時点における署名の肩書は、「勘史生」となっている。すなわち「勘」を任務とする「史生」である。中国語の辞書を引くと「勘」には、「吟味して調べる、突き合わせて正す、実地調査する」(愛知大学2010, 943)、という意味が見出せる。したがって、庄園を監督・監査するために、造東大寺司から派遣されてきたものと思われる。

実は、この庄券第一の末尾には、図表4のような添え書き(補足説明)が書かれている(小口雅史は、この添え書きのことを「事実書」と呼んでいる(小

図表 4 桑原庄券第一の末尾の写真



出典：小口 1999, CD-ROM 写真 02

「量詞、金銭、取引を数える」とか、「書きとめる、登録する」(愛知大学 2010, 2186) などの意味があるので、「勘注」は、「監査する」でいいのではなかろうか。

したがって、弟麻呂と東人が実際に庄園を管理運営する経営者、雄足は監査人という関係といえる。二人で事に当たらせ、もう一人が率いる、ということは、内部牽制の機能を働かせ、不正を防止する仕組みにしているとも考えてよいのではなかろうか。

さて、この「桑原庄券第一」の骨組みは、図表 5 のようになっている。この構造は、四通の庄券に共通するものである。実は、「庄券第四」は、虫損がはなはだしく、判読できない箇所が数多く存在している。それを亀田隆之は、復元している(亀田 1980)。なぜ、亀田は復元できたのか。それは、先行の四通の庄券を参照することによって復元できたという。つまり、それは四通の庄券の基本的な構造が同じであるから、できたことなのである。

但し、いろいろな相違も見受けられる。前述したよ

口 1999, 149))。それには、曾禰連弟麻呂と生江臣東人の二人でもってことに当たり、独り弟麻呂の独断(専當)を許してはならない旨の事が書かれている。そして、雄足は、専ら二人を率いて、「開墾」、「庄所造作倉屋」、及び「所用雑物」を、子細に「勘注」することを任務とする事と書かれている(竹内 1977, 693)。ここで「注」には、

図表 5 桑原庄券第一の基本構造

計算及び表示の部分 (灰色の部分は計算に入れない)					土地表示の部分
残高	E 大伴宿禰から	支出	B 建物群	収入	A 荘園の総面積

うに、Bの部分、Eの部分は共に、他の三通の庄券には無い。前者は、庄園の拠点である建物群（資産）を示す必要性から、後者は、庄園の今後の経営努力を示すためにも前任者からの引継ぎを示す必要性から、初めての決算書（庄券第一）に記載されなければならなかったのかもしれない。

以上、庄券第一を基にして、「桑原庄券」とは何か、ということを検討してきた。次節では、庄券第二以下の三通の庄券も考慮に入れ、「桑原庄券」そのものの性格についてより深く考察してみたいと思う。

2.2 「桑原庄券」と「産業（所）帳」

庄券第二から、前年の残稻（残高）が、繰越として収入に加算されていることが確認できる。すなわち、庄券第一の残稻Ⅲの1,085.4束は、図表6のように、庄券第二の収入の部の最初に、「去歳所残」として転記される。また、庄券第二の残稻6,069.4束は、庄券第三の収入の部に、庄券第三の残稻5,069.4束は、庄券第四の収入の部に加算される。但し、収入の一番目に来ているが、独立していないので、残念ながら四柱決算法にはなっていない。三柱決算法である。

また、会計的に考えた場合、支出は、資本的支出と収益的支出が未分離である。例えば、建物の購入代金と、修理費が同じ「雑用」になっている。開田のための費用は、土地の付随費用と考えられ取得原価に加えられるのであるが、これも「雑用」である。さらに、農機具もそれが備品という資産になるか、消耗品費という費用になるか考慮せず、一色単に計上されている。もっともこれらは、進んだ現在の会計基準に照らしてのことであるので、もちろん割り引いて考える必要がある。

次に、会計期間について見てい

図表6 桑原庄券第二の基本構造

計算の部分				土地表示の部分
残高	支出	収入	「去歳所残」	A 荘園の総面積

きたい。

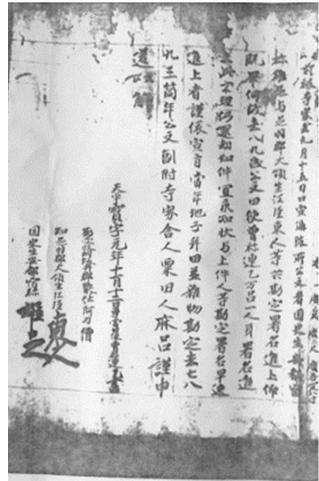
庄券第一の日付は、「天平勝寶七歳五月三日」である。これを単純に決算日と考えるのは問題があると思う。天平勝宝七歳（755）三月九日付で、大伴宿禰麻呂から錢 180 貫文で、東大寺売却されたことを越前国の国司が承認した「越前國公驗」（東京大學 1973, 49-50）が残されている。岸によると、実際には、六年の初めから東大寺の手に入っていたと考えられる（岸 1966b, 360）、とのことである。さらに、庄券第一の末尾の添え書き（図表 4）には、安都宿禰雄足と生江臣東人が連署しないということで、四月五日付で一度返却されたことが記されている（竹内 1977, 693）。そのために五月三日の日付になったのだと考えられる。次に述べるように、庄券第二の会計期間が二月二日から始まっているので、庄券第一の会計期間は、おそらく天平勝宝六年の初めから七年二月一日の一年間ぐらいと見ていいのではなかろうか。

庄券第二と、庄券第三は、末尾に会計期間が記載されている。庄券第二には、「起去七歳二月一日至于八歳二月一日」（竹内 1977, 694）と記載されている。ここで、二月一日が重複している。よく分からないが、漢和辞典を引くと、「去」には、「さける、よける」とか、「のぞく、とりのける」の意味が出ている（尾崎・都留・西岡・山田勝・山田俊、1992, 263）。したがって、初めの「二月一日」は、入れないのではなかろうか。すなわち、天平勝宝七年二月二日から、八年二月一日までの一年間が会計期間である。同じく、庄券第三には、「起去八歳二月一日至于九歳二月一日」（竹内 1977, 695）と記載されている。すなわち、天平勝宝八年二月二日から、九年二月一日までが会計期間である。最後に、庄券第四である。これの日付は、天平寶字元年十一月十二日（竹内 1977, 697）となっている。天平勝寶九歳と、天平寶字元年は、ともに 757 年に当たる。ということは、同じ年に 2 通の庄券を作成したことになる。どうしてであろうか。これについては後述するように、九月十五日付で庄券第二と、庄券第三が、造東大寺司側から返却された。それで、慌てて庄券第四を作成したものと考えられる。したがって、この場合の会計期間は、天平勝宝九年二月

二日から、天平寶字元年十一月十二日までと考えてよいのではなかろうか。最初の年と、最後の年は、少し変則であるが、これらの庄券の会計期間は、概ね1年間と考えられる。

ところで、図表7のように、庄券第四の末尾の添え書き（補足説明）には、次のように書かれている。九月十五日の口宣により、庄園の公文は、雄足と東人が共に勘定、署名して進上するように命じていたにもかかわらず、天平勝宝八・九歳の公文、すなわち、庄券第二と、庄券第三は、田使曾禰連乙麻呂（弟麻呂＝引用者）一人で署名進上したために返却された（図表8参照。乙麻呂一人の署名になっている＝引用者）。そこで、「當年地子并田竝雜物勘定、去七八九

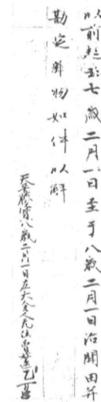
図表7 桑原庄券第四の末尾の写真



出典：小口 1999, CD-ROM 写真 07

三箇年公文」に勘定、署名し、寺家舎人粟田人麻呂に附し、謹んで進上する（竹内 1977, 697）と、記されている。いうまでもなく、「當年地子并田竝雜物勘定」は、庄券第四であり、「去七八九三箇年公文」は、庄券第一～第三である。ここで、前述したように、庄券第一の添え書きには、弟麻呂と東人の二人で事に当たり独り弟麻呂の独断（専當）を許してはならない。雄足は、専ら二人を率いることが述べられていた。天平勝宝八・九歳の公文、すなわち庄券第二、第三の署名は乙麻呂一人になっている。庄券第四には、庄券第一の三人に、「勘受収納坂井郡散仕阿刀『僧』」の署名が加えられていた。「勘受収納」とあるところから、おそらく庄券の「勘定」をし、年貢を収納するために、造東大寺司から新たに派遣されたものと思われる。ここに、造東大寺司のチェックの

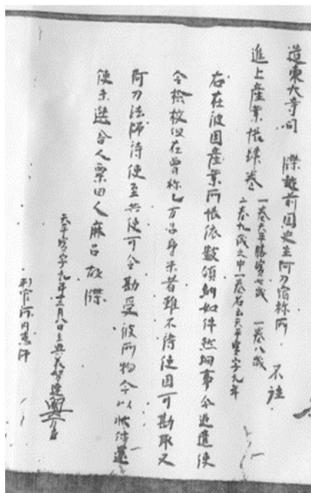
図表8
桑原庄券第二の末尾



出典：小口 1999, CD-ROM 写真 10

図表 9

産業（所）帳のことが書かれた解



出典：小口 1999, CD-ROM 写真 10

厳しさが見て取れるところである。

また、注目すべき事柄が一つある。それは松原弘宣が、この桑原庄の「庄券第一～第四」の四通は、当時、「産業帳」または、「産業所帳」称されていたと指摘していることである。松原は、その根拠として、越前国史生阿刀宿祢（安都宿禰）に宛てた、天平實字元年（757）十二月八日付の造東大寺司側の受領証（図表 9）を挙げている。それには、

「進上産業帳肆巻 一卷天平勝實七歳 一卷八歳 二巻九歳之中一卷名云天平實字元年
右在彼國産業所帳……………付還
使未選舍人粟田人麻呂……………」

（傍点引用者、東京大學 1973, 254）

前述したように、庄券第四の末尾の添え書きに天平勝實七歳・八歳・九歳・天平實字元年の四通の庄券を舍人粟田人麻呂に附して進上したと一致する。そうすると、ここに書かれている「四巻の産業帳」というものが、四通の庄券ということになる。すなわち、「桑原庄券」イコール「産業（所）帳」となる。

松原は、次のように述べている。

産業帳とは、桑原庄の地子進上のための基本台帳であったということができよう。つまり、産業所の業務の一つに、地子進上のための基本台帳たる産業帳の作成・保管・進上ということがあったといえるのである（松原 1976, 42）。そして、産業所の機能について、次のように纏めている。「産業所とは造東大寺司と諸莊園を結ぶ線上の重要な地点に位置し、造東大寺司による個々の莊園経営における現地の基点であったといえるのである。具体的には、地子進上に際しての基本台帳たる産業帳の作成・保管・進上と、個々の莊園よりの雑物出納

を掌握していたのである」(松原 1976, 44)。

いずれにしても、桑原庄の庄園経営収支の決算報告書であるところの四通の庄券が、すくなくとも造東大寺司においては、「産業(所)帳」と呼ばれていたことは心に留め置く必要があると思われる¹²。

この松原弘宣の主張は、卓見であると思われる。ただし、上記において用語の使い方に注意する必要がある。それは、「桑原庄券」を「基本台帳」と述べているところである。もちろん一般論としては「台帳」で問題はないが、会計学的見地からは、「桑原庄券」は、あくまでも決算報告書であって台帳ではない。これは、松原が、会計の専門家ではないので当然であるので、こだわることではない。しかし何が言いたいかという点、「桑原庄券」という決算報告書を作成するための基本的な帳簿、すなわち原始簿に当たるものが存在しなかったかということである。その点について最後に述べてみたいと思う。

実は、初期荘園では、年々の収穫から収納まで、多様な帳簿を作成していた(西山 1991, 313)、ことが数々の研究から分かっている。藤原宮址から見つかった宮所庄の木簡には、荘園の収支が日を追って具体的に書き上げられている(村井 1985, 10)。すなわち、この木簡は、弘仁元年(810)十月二十日に収納された稲、1,509束が、翌年二月下旬までの間、どのような名目でどれだけの額が計上支出され、残り840束8把となったかを、日付を追って詳細に書き上げた出納簿である(傍点引用者、村井 1985, 3)。また、滋賀県の鴨遺跡から発見された木簡には、貞観十五年(873)九月十七日から十月十日頃までの「^{かず}苧員」が記録されている(西山 1991, 313)。この木簡は解釈した佐藤宗諄は、苧員を一日ごとに記した「日記」であるとしている(佐藤 1994, 196)。さらに、東大寺領であった近江国愛(依)智庄には、庄成立の功労者である安宝が、後継者の弟子に経営を譲るに当たって、庄田構成・収取内容・収取米の用途と、庄田拡張策を併せて書き記した「近江国愛智庄地利用途注(定)文」が残されている(小口 1988, 8)¹³。西山良平は、このような整序された収支の背後には、鴨遺跡の「刈り取り日記」や宮所庄の「出納簿」のように、年々の

細密な帳簿が存在したと想定される（西山 1991, 313）、と述べている。

以上のことから、「桑原庄券」のような初期荘園の決算報告書を作成するための帳簿システムがあったことが推測される。そしてそれは、正税帳作成のための帳簿組織とは別に存在したものと思われる。しかしながら、それらは全く関係が無いかという、そうでもないらしい。それを裏付ける史料として、先の桑原庄の庄券第四に署名者の一人として加わっていた仕阿刀『僧』と、田使尾張連「古萬侶」が天平宝字二年三月二日の日付で、造東大寺司に提出した次のような「越前国田使解」を挙げることができる。

「越前國田使解 申勘受官物事

桑原庄水田并雜物等

右、税帳所載、……………」(傍点引用者、福井県 1987, 92)

すなわち、桑原庄の雑物が「官物」として、正税帳に掲載されているということである。もちろんその雑物は、「桑原庄券」で計算表示されたものであろう。蓋し、このように考えるなら、正税帳の制度と、初期荘園の決算報告制度は、律令制の下において有機的な構造をもって存在していたのではなからうか。

2.3 「桑原庄券」と粉飾

最後に、この四通の庄券において、粉飾決算がみられるという日本古代史の研究者の研究がある。この事柄について紹介し、本章を終わりたいと思う。

粉飾についての指摘をしたのは、発表年代順に、奥田尚（奥田 1972）、増田弘邦（増田 1974）、丸山幸彦（丸山 1982）である。奥田、増田の論を斟酌し、新たな論を展開しているのが丸山である。図表 10 は丸山の作成した庄券に記載された庄田面積の変動表である。丸山は、「庄券面に虚偽記載と考えられる部分のあることは研究史の上でもあきらかにされている」（傍点引用者、丸山 1982, 37）として、次の三つの疑問点を挙げている。

新規開田が行われているにもかかわらず、7年度から9年度にかけての売田面積（地子を収納できる現開田面積）がほとんど不変であり、そこに作為が

図表 10 庄田面積変動表

年度 (天平勝宝)	前年度 来既耕田	当年度 開発田	年度末既耕田 (+)	当年度 売田	当年度 荒廃田
6	9 町	23 町	32 町	9 町	0
7	32	0	32	32	0
8	32	10	42	32	9.7
9	32.3	4.9	37.2	32.3	4.9

出典：丸山 1982, 37

感じられること、8年度から9年度にかけての荒廃田の処理に不自然さがあること、すなわち8年度末には年度当初に売田にだされた32町から地子がきちんとしており、8年度途中における荒廃（耕作放棄）はなかったとみなければならぬ。ところが翌9年の年度当初には9町7段が荒廃田として処理されており、8年度末に計画的な荒廃化という措置がとられるという不自然な事態がおこっている、とせざるをえないこと、8年度、9年度において、当年度開発田と当年度荒廃田の面積が基本的に一致しており、計画的な荒廃化という措置との関連で作為を感じさせること（丸山 1982, 37-38）、である。

丸山によると、奥田は に着目したとしている。奥田は、天平勝宝八歳中に開田された10町は、未だ賃租に出せないものだった。賃租に出せたのは、前年と同じ32町でありあり、荒廃田の9町7段分も収入が入っている。この9町7段の荒廃は、天平勝宝八歳の農作期を終えたのちに計画的に荒地としたと考えるほかない。したがって、この荒廃は、小面積の錯雑とした賃租関係にあったのではなく、まとまった大面積を一単位とした賃租関係にあったとことを示唆する（奥田 1972, 18-19）、と述べている。一方、増田は、 に着目したとしている。増田によると、「勝宝七・八・九の三年間は見開田が三十二町のままであることに示されているように、（弟麻呂は、=引用者）庄田経営を積極的に発展させることを怠り、収支決算書を正しく記載せず私腹を肥やすものであったようである」（下線引用者、増田 1974, 30-31）、としている。このこと

について増田は、9町7段分の減収は、776束(9.7×80)である。これに対して、10町を開田したことにすれば、1,000束の功稲が必要であった(庄券第三に掲載=引用者)。差引224束を着服したと考えられる(傍点引用者、増田1974, 40)と、指摘している。

丸山は、二人の論をさらに掘り下げ、次のように主張している。8年度の9町7段の荒廃について、現実にこの荒廃がおこったとは考えられない。これは同年度の新開田記載と同様に机上操作で生み出された荒廃とみるべきである。翌9年度の4町9段の荒廃についてはそれ自体ではさほど不自然さはないが決定的なのは9年度の開発田が4町9段と荒廃田と同一面積になっていることであり、これも机上操作による虚偽記載とみたい(傍点引用者、丸山1982, 40-41)。

また、丸山は、荒廃田と田品の関係についても言及している。図表11は、丸山の作成した売田の田品分布表である。庄券第三に、「荒九町七段 九町本主開 七段七年開」(東京大学1973, 268)とある。つまり、荒廃田になった9町7段のうち9町は、「本主」つまり元の持ち主の相伴宿禰が開いたものであり、残り7段は7年に造東大寺司が開いた分である。このことについて丸山は、8年度の場合田品の高い町別80束の田地十二町のうち少なくとも9町は荒廃し、田品の低い町別60束の田地は全体として二十町あるにもかかわらず7段が荒廃したかあるいはまったく荒廃しなかったか(荒廃田九町七段のうち七段の田品は不明である)、ということになる。一般的にいって、同一年度

図表 11 売田の田品分布表

	勝宝6年	勝宝7年	勝宝8年	勝宝9年
町別80束	9町	12町	12町	12町
町別60束	0	20	20	20.3
計	9	32	32	32.3

出典：丸山1982, 39

において新たに開発された田地とほとんど同量の既耕田の荒廃があり、しかもその荒廃が地味のよい田地に集中しておこる、ということは現実的にはありえないのではないか。

そのことからいって8・9両年度の新開田、荒廃田記載には何らかの作為がある、といわざるをえない(丸山1982, 38)と、主張する。そして、町別80束を収納している田がその大半をしめる9町7段を農作終了後に一挙に荒廃田にしていること、9年度についても9町7段の荒廃化のかわりに8年度の新開10町を売田にだし、しかも図表11に示されているように8年度にその大半が荒廃化したはずの地子町別80束の田地が8年度とまったく同面積売田にだされていることは、いずれをとっても不自然であり、現実には起こっているとは考えられない。つまり、いずれも庄券面上での机上操作とみざるをえない(傍点引用者、丸山1982, 40)、としている。

小口雅史は、庄券第四を最後に、弟麻呂(乙万呂)の名が、史料に見られなくなる。これは逃亡百姓の負稻を代納された上、更迭されたのであろう、と指摘している(傍点引用者、小口1999, 152)。また、増田弘邦は、「乙万呂の解任の直接の原因は、この天平勝宝八年の収支決算報告書からうかがえる不正行為にあったといえよう」(傍点引用者、増田1974, 33)と述べている。

以上、日本古代史研究者による「庄券粉飾」の研究の一端を紹介した。非常に、興味深い研究であると思われる。ただ、実際に現地に行き、立会などのような実査をどのように行ったのか、行わなかったのか。行ったとしたらどの程度行ったのか。また、庄券第四に記載されていたように、最後には、阿刀『僧』が造東大寺司から「勘受収納」役として派遣されているし、雄足と東人もいた。粟田人麻呂が庄券を造東大寺司に届けていた。したがって、粉飾が行われていたという可能性は十分に考えられる。もしも粉飾が行われていたとしたら、弟麻呂(乙万呂)は、受託責任(会計責任)を果たしていなかったことになる¹⁴。しかしながら、史料の制約上、会計学的な観点からは、「どちらともいえない」としか言うほかない。

小口雅史は、桑原庄関係の確実な史料は、天平宝字二年(758)三月を最後に見られなくなる。八世紀後半には既に衰退していたと考えるのが穏当であろう(小口1993, 111-112)と、述べている。したがって、これ以上の考察は行

えないと思われる。

3 「桑原庄券」と中世荘園の年貢散用状、並びに検注帳と租帳・青苗簿帳

第2章では、八世紀中頃の初期荘園における経営の収支報告書である「桑原庄券」について検討した。結果、次のような事がいえるのではないかと思う。

まず、「桑原庄券」というおそらく現存する我国最古の荘園の決算報告書が、造東大寺司という律令行政機関の命で作成されたということである。岸俊男は、「これは所領（桑原庄＝引用者）が、名目的には寺田でありながら、実質的には造東大寺司という律令制的官司を媒介とした公田に近いものであったことをそのまま示しているものであろう」（傍点引用者、岸 1966b, 368）と述べている。小口雅史も、「国家機関たる造寺司による経営はまさに律令制機構に大きく依存していたことを示している」（傍点引用者、小口 1984, 576）と、している。

このことは、我国中世の荘園の決算報告書、すなわち年貢散用状などと呼ばれる物の直接的なルーツが、古代の律令制度の中に存在したということである。拙著では、和式簿記の起源を正税帳や出拳帳に求めていた。しかしながら、「桑原庄券」は、正倉院に残る正税帳（田中孝 2014, 108-115）や、写経所の貸付簿である「天平勝宝二年借用銭録帳」（田中孝 2014, 123）、さらには出拳木簡（田中孝 2014, 117）と同時代のものである。つまり、これらが古代律令制度の下で、同時並行的に存在していたということある。したがって、中世の荘園の決算報告書の直接的な起源は、正税帳ではなく「桑原庄券」のような古代律令制の初期荘園の決算報告書にあるのではなからうか。

また、更にそれを裏付けるものとして、様式が考えられる。同じ中世の決算報告書でも寺院のものは、正税帳と同じ四柱決算法のもが見られた（田中孝 2014, 139）。それは、さらに遠く中国の敦煌で出土した中国寺院の決算報告書

(長興二年諸色入破歴)

まで遡ることができるものである(田中孝 2014, 201-210)。ところが、この様式という点では、中世の年貢散用状とは異なるものである。

拙書の第3章(田中孝 2014, 85-105)では、備中国(今の岡山県)にあった新見荘という荘園の請負代官尊爾が、建武二年(1335)に領主である東寺に書き送った23m以上もある決算報告諸表について

検討した。以下、本論とも関係するので、簡単に説明したいと思う。

その報告諸表を、筆者は、便宜上「代官尊爾の決算報告諸表」と名づけた。

はしがき
端書に『建武元年 備中国新見庄東方地頭御方損亡検見并納帳事』と書かれており、図表12のような四つの書状(計算書)からなる(田中孝 2014, 87)。

- ・備中国新見庄東方地頭方損亡検見并納帳(以下、『損亡検見并納帳』)
- ・備中国新見庄東方地頭方年貢米雑穀代等用途結解散用状(以下、『年貢米雑穀代等用途結解状』)
- ・備中国備中国月宛銭結解状(以下、『月宛銭結解状』)
- ・国司入部雑事注文(以下、『国司上司入部雑事注文』)

その最初に来るのが図表13の『損亡検見并納帳』(田中孝 2014, 88)であ

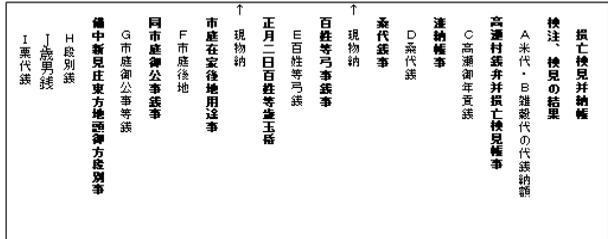
図表12 『建武元年 備中国新見庄東方地頭御方損亡検見并納帳事』の構成



(30.4 cm × 2,305.5 cm)

出典：田中孝 2014, 87

図表13 損亡検見并納帳の構成



(A から J までは、『年貢米雑穀代等用途結解状』の「舎」(収入の部)に転記)
出典：田中孝 2014, 88

る。これは、簡単に言うと荘園の各種収入の計算書である。

一番目に記載されているのが、A 米代と、B 雑穀代についての「検注、検見の結果」である。図表 14 がその書き出しである。すなわち、「損亡検見并納帳」は、まず百姓たちが世襲的に請負っている名の田畠と、毎年、請負人が変わる散田畠について、百姓ごとの田、里畠、山畠の検注で定められた面積、この年の得田畠と損田畠、おのおのの分米、分雑穀が書きあげていく。12 の百姓名と、39 人の散田の百姓について、ひとりひとりについて、「宗道名分」のように記している（網野 1995, 230-231）。

図表 14 の「一 宗道名分」をご覧ください。まず、検注で定められた田の面積（定田¹⁵）が、8 段（反）20 代¹⁶である。そこから収穫された米（分米）は、4 石 9 斗 5 升になる。但し、定田の内、2 石 1 斗が損田分¹⁷であり、2 石 8 斗 5 升が得田分である。すなわち以下のような算式になる。

$$\begin{aligned} & \text{定田からの分米、} \underline{4 \text{ 石 } 9 \text{ 斗 } 5 \text{ 升}} \\ & = \text{損田の分米、} \underline{2 \text{ 石 } 1 \text{ 斗}} + \text{得田の分米、} \underline{2 \text{ 石 } 8 \text{ 斗 } 5 \text{ 升}} \end{aligned}$$

というように計算は、合っている（但し、なぜか、定田の面積 = 損田の面積 + 得田の面積にはならない。これは、他の田でも同じである）。このような形式

図表 14 『建武元年 備中国新見庄東方地頭御方 損亡検見并納帳事』の書き出し

<p>一 重行名分</p> <p>（以下、同じ形式で、十一名の百姓名分、三十九名の散田百姓名分が続く）</p>	<p>一 宗道名分</p> <p>定田 八段廿代 分米 四石九斗五升内</p> <p>損田 参反半 得田 四反卅五代</p> <p>里畠 壹丁式反十五代 分雑穀 参石六斗九升内</p> <p>損田 卅代七步 得田 壹丁一反廿代廿九步</p> <p>山畠 八反十代十八步 分雑穀 八斗式升五合内</p> <p>損田 四反五代九分 得田 四反五代九分</p> <p>分雑穀 四斗壹升式合五勺 分雑穀 四斗壹升式合五勺</p>	<p>注進 備中国新見庄東方地頭御方損亡検見并納帳事</p> <p>分米 貳石壹斗 分米 貳石八斗五升</p> <p>分雑穀 貳斗 分雑穀 参石四斗四升四合</p>
---	--	--

出典：岡山県 1991, 578-579

で、里畠、山畠も記入されている。これが、1名分の名田の記載方式である。このやり方で、12人の百姓名と、39人の散田百姓分が記されている。

次に、A米代と、B雑穀代の年貢額の計算がくる。詳しい計算方法の説明はここでは避ける（特にAについては、拙書（田中孝 2014, 89）で説明をしているのでそれをご覧いただきたい）。前者は、まず百姓名分と、散田分の得田の総面積に対する分米の合計を計算し、これを「納分」として確定し、それに「交分」という一種の付加税を加算し、「延米」とする。それから年貢収納に係わる必要経費を差引き、年貢額を確定する。当時は、貨幣経済が発達していたこともあり、それを市で売却し銭に変え代納銭額を決定している。

これと同じ方法で、B雑穀代の年貢額の計算をしている。ただ、雑穀代の方は、大豆、粟、蕎麦と種類別に計算してから雑穀代分を算出している点が異なるだけである。

これらの計算方法を単純化して考えれば、次のような算式になるのではなからうか。

$$\text{年貢対象の総収穫高（収入）} - \text{必要経費（支出）} = \text{残高（年貢高）}$$

以上について、極単純に図式化したものが図表 15 である。この図は、何かに似ていないであろうか。計算部分は、A、Bと2回出てくるが、基本的には、収入 - 支出 = 残高である。また、最初に荘園の面積も表示されている。すなわち、「桑原庄券」の計算構造を示す図表 6 と、原理的には同じと考えてよいのではなからうか。いうならば、『損亡検見并納帳』の最初の部分に、「桑原庄券」のような奈良時代の荘園の経営収支

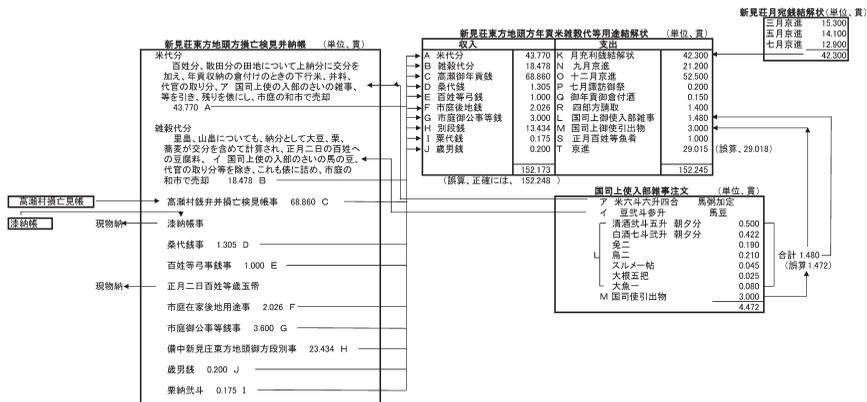
報告書が引っ付いているようなもの 図表 15 米・雑穀の検注・検見の結果の構造

である。さらにいうなら、Cの「高瀬村銭并損亡検見帳事」も鉄年貢であるが、原理的に同じである。

『損亡検見并納帳』は、年貢収入全体の計算書である。「桑原庄券」

年貢計算の部分		土地表示の部分
B 計 算 雑 穀 代 の	A 米 代 の 計 算	面 積 と 収 穫 量 名 田 と 散 田 の 荘 園 の 内 に あ る

図表 16 「建武元年 備中国新見庄東方地頭御方損見并納帳事」の体系



作成時に比べれば、時代は下り、貨幣経済も発達し、年貢の種類も増え複雑になったので、このような形になったのであり、元を辿れば「桑原庄券」に行きつくのではなからうか。

図表 16 は、「建武元年 備中国新見庄東方地頭御方損見并納帳事」の帳簿の体系を表したものである。奈良時代に比べ発達しているが、元を辿れば律令の決算報告制度に辿りつくのではなからうか。前述したように、「桑原庄券」は、造東大寺司という律令機構の中の役所に提出したものである。また、拙書でも述べたが、「年貢米雜穀代等用途結解状」は、「損益帳」にその起源を求めることができるのではなからうか (田中孝 2014, 242)。もっというなら、「結解状」の「解」というのも古代律令制度の文書様式である。これらの事柄は、中世の荘園の決算報告制度が、古代律令制度から発達したと考える裏付けとなるのではなからうか。

また、『損見并納帳』は、検注帳¹⁸であるということが出来るのではなからうか。検注というのは、荘園成果の土地調査であり、古代における校田・検田、近世の検地にあたる (宮川 1985, 198) ことであり、検注帳とは、その荘園制下における検注の結果を記載した帳簿である (宮川 1985, 199)。実際問

題として、上御使又四郎、図師武忠、預所明了、預所尊爾が、建武二年正月の起請文が残されている。それには、「備中国新見庄東方地頭方検注の事、全てにおいて百姓等の語を得て、寺家の為に奉り、不忠致さず候」（傍点引用者、岡山県 1991, 614）と記されている。それに加えて図表 13 でも分かるように、A、B の見出しには、「検見・検見の結果」という語が入っているし、C も「高瀬村銭弁并損亡検見帳事」と「検見」という語がはいっている。したがって、A、B、C までは、検注帳と見て差支えないのではなかろうか。もっというなら、『損亡検見并納帳』は、年貢の出所が増えたために、検注帳が進化した形と考えられないだろうか。正確には、「検注帳 + 納帳」ということになると思う。

そこで一つ思い浮かぶのが、検注帳の起源は、古代律令制における「校田帳」ではないだろうかということである。校田帳は、国司または中央政府から派遣された校田使が校田の結果を太政官に報告するために作成した帳簿である。校田帳の具体的な体裁については、その書式を示す史料も実物も伝わらないのでわからない（虎尾 1985, 459）、という。もしかしたら、「桑原庄券」が、その手懸りを示すものであるかもしれないし、校田帳そのものかもしれない。その辺りも今後の検討課題としたい。

さらに、以前から述べているように「租帳」とも、様式が似ているということである。現存する租帳は、天平十二年（740）の遠江国浜名郡輸租帳、延長 5（927）年完成の延喜主税式に規定された租帳様、さらに、保安元年（1120）頃の摂津国租帳案の三者が確認できる。

虎尾俊哉は、租帳について、次のように説明している。

租帳とは、律令時代に諸国で作成して政府に提出すべき公文書の一つで、「輸租帳」ともいうものである。年度ごとにその年の田租および地子稲の収納に関する事項を書き上げて、四度使（よどのつかい）の一つである貢調使に付して民部省に送り、主税寮の勘査を受けた。養老元年（717）に「輸租帳」書式が制定されたが、その内容は不詳。……

田の賃租（売買）関係、すなわち実際の耕作者の把握を主目的とする「青苗簿帳」というものが、律令社会では作成されていた（虎尾 2007, 1068）。この帳簿も、『損亡検見并納帳』の検注の部分で、百姓たちが世襲的に請負っている名の「田畠」と、毎年、請負人が変わる「散田畠」において耕作者名が表示されていたことと関係するのではなからうか。

以上、くどくどと述べてきたが、中世荘園の決算報告制度と古代律令制の関係性である。古代の「桑原庄券」の基本構造は、図表 6 で見たように、最初に荘園の総面積の表示があり、次に I（収入）- II（支出）= III（残高）となっていた。前述したように、この構造は、中世の『損亡検見并納帳』の最初の部分と同じ構造であった。但し、「桑原庄券」の土地表示の部分（A）が、見開（開墾されている部分）と、未開（開墾されていない部分）という単純な表示であったのに対し、『損亡検見并納帳』のそれは、定田、得田、損田、分米等と、複雑になっている。これは、律令制度の中で「租帳」や、「青苗簿帳」が時代とともに発達していったことと関係があるのではなからうか。いや、「租帳」や、「青苗簿帳」の発達が、検注帳の発達を促し、曳いてはそれが、『損亡検見并納帳』に繋がったと考えてもおかしくはないと思われる。

拙書でも述べたように、租帳は、正税帳の枝文の一つである（田中孝 2014, 228, 243）。平安遺文第十巻には、「攝津国正税帳案」と、「攝津国租帳案」とが所収されている。ここで、後者で求められている「定納官稻伍萬玖仟柒佰參拾陸束壹把貳分陸毛」（竹内 1965, 81）は、前者の「定納官稻伍萬玖仟柒佰參拾陸束壹把貳分陸毛」（竹内 1965, 69）と一致する²⁰。これは租帳で求められた官稲額が、正税帳に転記されたということである。現存する租帳と正税帳で、同一年のものはないので、これが唯一の証拠になると思われるのであるが、このような関係が、「桑原庄券」のような初期荘園の決算報告書を作成するための帳簿システムにもあったのではなからうか。

いずれにしても、我国古代の律令制においては正税帳や初期荘園の決算報告制度が存在したのであって、『建武元年 備中国新見庄東方地頭御方損亡検見

并納帳事』が体系的な四つの計算書から成るのも、その伝統を引き継いでいるお蔭ではなかろうか。

4 おわりに

以上、我国荘園の決算報告制度について検討してきた。

まず、初期荘園における「経営の収支報告書」であるところの「桑原庄券」というものについて検討をした。最初に荘園の総面積が書かれ、その後にその年の年貢の収支計算がなされるものであった。計算も正確に行われていた。おそらく現存する我国最古の荘園の決算報告書であると思われる。しかも、この「桑原庄券」は、当時、「産業（所）帳」と呼ばれ、造東大寺司という役所の命で作成されていたのであり、ここにも我国会計と律令制度の関係性が伺える。

また、「桑原庄券」の様式は、年貢散用帳などと呼ばれる中世荘園の決算書の初めの部分と様式が似ているところから、正税帳とは別に年貢散用帳の起源が存在したことを意味する。しかも、初期荘園には、鴨遺跡の「刈り取り日記」や宮所庄の「出納簿」のように、年々の細密な帳簿が存在した。このことは、正税帳作成のための帳簿組織とは別に、初期荘園の決算報告書を作成するための帳簿システムがあったという想定が成り立つ。但し、それらは、律令制の下において有機的な構造をもって存在していたのではないかと思われる。そしてそれは、中世にも継承されていったのではなかろうか。

リトルトン (A.C. Littleton) は、『リトルトン会計発達史』(ACCOUNTING EVOLUTION TO 1900) の最後に、「光ははじめ十五世紀に、次いで十九世紀に射したのである」(A.C. Littleton 1933, 368 : 片野訳 1989, 498) と記している。この言葉、あまりにも有名で、会計史に関心のある研究者なら知らない者がいないというくらい有名な言葉であり、多くの著名な研究者によって引用もなされてきた。その意味するところは、「十五世紀の商業と貿易の急速な発展にせまられて、人は帳簿記入を複式簿記に発展せしめた。時うつつて十

九世紀にいたるや当時の商業と工業の飛躍的な前進にせまられて、人は複式簿記を会計に発展せしめたのであった」(A.C. Littleton 1933, 368; 片野 1989, 498-499) ということである。

このリトルトンの偉大な言葉に肖って、和式会計の発達史を考えるなら、“光は、我国において大陸から輸入された律令制度が完成する八世紀と、貨幣経済や商品取引が発達する江戸時代の前半、鴻池家が算用帳において複式決算を完成する十七世紀に射した”、といえるかもしれない。

注

- 1 初期荘園とは、「田地の所有のみで専属荘民をそこに包含しておらず、したがって荘園領主が土地と農民を一元的に支配する中世荘園とはまったく異なった類型のものである」(小口 2002, 49)。
- 2 「初期荘園の史料はとくに『庄』という字を用いているものが多い。しかし『庄』や『荘』という字は『莊』の俗字・略字でまったく同義である」(福井県 1993, 591)。
- 3 造寺司とは、寺院及び其の物的構成物の造営・製作の目的をもって設けられた、官衙のひとつである。それは、一般的寺院全体を対象とするのではなく、特定の寺院の為に扱われるものである。従って、造寺司は、常に一つではなくて、各寺各々に対する、多数同時に存在することも可能である。いうまでもなく令外官衙であり、その官制は、四等官よりなる(竹内 1999, 11-15)。なかでも、造東大寺司は、中央に在っては八省にも匹敵する巨大な中央官司で、太政官・民部省と連携しながら荘園の設定・維持の主体として機能していた(小口 2002, 50)。
- 4 本稿では、『寧楽遺文』(竹内 1977)の収録のものを利用した。『大日本古文書』所収の「桑原庄券第一」(東京大学 1973, 52-58)は、あまりにもワープロの所収の活字と懸け離れた漢字が使われており、漢字が拾えないからである。図表 2 に関しては、両文書とも実質的な異同はないように思われる。
- 5 初期荘園は、墾田地を集めたものである。その集め方として、野地を占定して開墾してゆく、他人の開墾した田を買収する、他人の開墾した田の寄進による、などが考えられる(福井県 1993, 591)。福井県史は、桑原庄は、貴族の墾田地を買収して成立したものであるが、造東大寺司が田使を送りこみ、直接的に大規模な開墾を行ったという意味では、初期荘園の典型的なあり方を示している(福井県 1993, 601)、としている。
- 6 賃租については、律令の田令第九に「凡そ田賃租せしむことは、各一年を限れ。園は任に賃租し、及び売れ」(井上・関・土田・青木 1976, 243)と規定されている。なお、荘園の労働力については、第二次大戦後直ぐに、藤間生大氏が、荘園の労働力について、奴隷制的なものであったという説を提唱された(藤間 1947, 序 8)。加藤友康氏によると、

- その後、多くの研究者から藤間説への批判が出され、賃租労働力説が今日通説的位置を占めるにいたった（傍点引用者、加藤 1995, 316）、とのことである。
- 7 小口雅史氏は、「眞屋」とは、「切妻造の屋の称にすぎず、祭祀用とは思えない」としている（小口 1999, 148）。
 - 8 史生とは、「律令官制で中央・地方の諸官司に置かれた下級書記的な職員。公文書を浄書し、文案に四等官らの署名を取ることを職掌にした。……諸国史生は、国司四等官とともに中央から派遣された」（野村 1985, 776）。
 - 9 いうまでもなく大領とは、郡司の四等官のうち最上位のものである。郡司とは、「律令時代に国の下級地方行政組織であった郡の官人の総称。大領・小領・主政・主典の四等官より成る」（磯貝 1984, 998）。
 - 10 舎人とは、「古代、天皇・皇后・皇太子などに近侍し、その護衛・雑務などにあつた下級官人。……令制では、内舎人、大舎人、東宮舎人、中宮舎人があり、令外に皇后宮職舎人がある。原則として五位以上の子孫および内八位以上の嫡子から採用するが、帳内・資人から転じたり、庶民から任用するものもあつた」（傍点引用者、永原 1999, 845）。さきの弟麻呂は、左大舎人であつた（岸 1966b, 356）。
 - 11 竹内理三氏によると、造寺司の主典は、六位、七位を相当官とする（竹内 1999, 23）、としている。この点について岸俊男氏は、雄足が、正八位上という低い位階にもかかわらずその地位をしめえたということは、とくにその後の彼の活動に示されたような手腕と、東大寺大仏造営の経済的基盤としての越前諸庄園との特殊関係を考慮しての結果ではなかったろうか（岸 1966a, 327）、と述べている。
 - 12 増田弘邦氏は、「庄券というのは東大寺で後世に整理した際に名付けたものであるから、「産業所帳」の方が正確であり、庄田経営の実態にもふさわしいといえよう」（増田 1974, 28）と述べておられる。ただ、「庄券」の方が、研究論文においては、一般に使われると思われるので、本稿においては、この名を用いることとする。
 - 13 引用を示した文献以外に、宮所庄の木簡は、（加藤優 1983）が、また、鴨遺跡木簡については、（丸山竜 1980）に、それぞれ釈文が掲載され参考になると思われる。また、愛智庄地利用用途注文については、（東京大学 1954, 88-90）に写真並びに翻刻文が掲載されている。
 - 14 会計責任（受託責任）概念の歴史については、現在、安藤英義氏を中心とした日本会計史学会のスタディー・グループにより研究が進められており、先日の学会に於いて中間報告がなされた（安藤・桜田・建部・石原・菱山 2015）。2016年の最終報告では、その全貌が明らかになるものと思われる。
 - 15 定田とは、年貢・公事の賦課される田で、荘園・公領の基幹となる田地である（伊藤・大石・斉藤 1989, 419）。
 - 16 「斗代」とは、一反当たりの荘園領主の取り得る租税額である（宝月 1968, 4）。
 - 17 損とは、早損、水損などの、田植後の条件によって発生する損亡をいう。損亡がなく、収穫のあつた土地を得または「徳」という（伊藤・大石・斉藤 1989, 424）。
 - 18 宝月圭吾氏によると、「検注使」は、荘園の代官の屋敷の中に泊まり込むということは、大体しないのが原則で、そのために「仮屋」というバラックつくるのだそうである。代官の屋敷に泊まり込むと、代官と「検注使」との間のなれ合い、つまり農民側の利益をはか

る心配があるといった配慮から、そういった「仮屋」の建設が普通行われていると思われる（宝月 1968, 6）、と述べられている。ここに、監査の考え方が根付いていると思われる。また、逆に「勘料」として、「検注使」に対する一種の賄賂（＝引用者の言葉）が、慣習としてあったとのことである（宝月 1968, 8）。

- 19 米田雄介氏は、延喜式租帳様は、9世紀の後半には定着していたと考えられる（米田 1972, 34）、と述べている。
- 20 「攝津国正税帳案」の方は、保安元年（1120）の年紀の記載があるが、「攝津国租帳案」はない。しかしながら、米田雄介氏は、これらの官租額が一致するのは、これらの帳の作成が、恐らく保安元年か、おくれてもそれより1・2年ののちの頃であった、と考えて間違いないのではあるまいか、と述べておられる（米田 1972, 45）。

引用文献

- 愛知大学中日大辞典編纂所. 2010. 『中日大辞典』第三版 大修館書店.
- 網野善彦. 1995. 「六百年まえの荘園の四季」網野善彦・大西廣. 佐竹昭広編. 『春・夏・秋・冬 いまは昔むかしは今』第四巻 福音館書店：218-233.
- 安藤英義・椛田龍三・建部宏明・石原裕也・菱山淳. 2015. 『受託責任（会計責任）概念の歴史』（中間報告）日本会計史学会 寄付スタディー・グループ.
- 磯貝正義. 1984. 「郡司」国史大辞典編集委員会編 『国史大辞典』第四巻：998-999.
- 伊藤清郎・大石直正・斉藤利男. 1989. 「荘園関係基本用語解説」網野善彦・石井進・稲垣泰彦・永原慶二編 『講座日本荘園史 1 荘園入門』吉川弘文館：385-453.
- 井上光貞・関晃・土田直鎮・青木和夫. 1976. 日本思想体系 3 『律令』岩波書店.
- 奥田尚. 1972. 「越前国桑原庄券をめぐる二、三の問題」『日本歴史』295：13-23.
- 岡山県史編纂委員会編. 1991. 『岡山県史』第二十巻 家わけ史料 山陽新聞社.
- 尾崎雄二郎・都留春雄・西岡弘・山田勝美・山田俊雄. 1992. 『角川 大字源』角川書店.
- 加藤友康. 1995. 「初期荘園」朝尾直弘・網野善彦・石井進・鹿野政直・早川庄八・安丸良夫編著. 『岩波講座 日本通史』第5巻 古代4 岩波書店：313-332.
- 加藤優. 1983. 「奈良・藤原宮跡」『木簡研究』5：23-28.
- 龜田隆之. 1980. 「天平宝字元年の『越前国使解』」『日本古代制度史論』吉川弘文館：183-200.
- 龜田隆之. 1991. 「不輸租田」国史大辞典編集委員会編 『国史大辞典』第十二巻：337-338.
- 龜田隆之. 1993. 「輸租田」国史大辞典編集委員会編 『国史大辞典』第十四巻：308.
- 岸俊男. 1966a. 「越前国東大寺領庄園をめぐる政治的動向」『日本古代政治史研究』塙書房：317-347.
- 岸俊男. 1966b. 「越前国東大寺領庄園の経営」『日本古代政治史研究』塙書房：349-373.
- 小口雅史. 1984. 「初期荘園の経営構造と律令体制」土田直鎮先生還暦記念会編 『奈良平安時代史論集』上巻 吉川弘文館：569-616.
- 小口雅史. 1988. 「九世紀に於ける『畿内型』初期庄園の経営構造 近江国愛（依）智庄

- を事例として」『ヒストリア』119：1-23.
- 小口雅史．1993．「桑原荘」網野善彦・石井進・稲垣泰彦・永原慶二編『講座日本荘園史6 北陸地方の荘園 近畿地方の荘園』吉川弘文館：98-114.
- 小口雅史．1999．『デジタル古文書集 日本古代土地経営関係史料集成 東大寺領・北陸編』同成社．
- 小口雅史．2002．「3章 初期荘園と大土地所有の展開」渡辺尚志・五味文彦編『新体系日本史3 土地所有史』山川出版社：49-63.
- 佐藤宗諄．1994．「鴨遺跡」木簡学会編『日本古代木簡選』岩波書店．
- 竹内理三．1957．『律令制と貴族政權 第部 貴族政權成立の諸前提』御茶の水書房．
- 竹内理三．1965．『平安遺文』東京堂出版．
- 竹内理三．1977．『寧楽遺文』中巻 東京堂出版．
- 竹内理三．1999．『上代日本 寺院經濟史の研究』竹内理三著作集 第二巻 角川書店．
- 田中孝治．2014．『江戸時代帳合成立史の研究』森山書店．
- 東京大学史料編纂所．1954．『大日本古文書』家わけ第十八 東大寺文書之三（東南院文書之三）東京大学史料編纂所．
- 東京大学史料編纂所．1963．『大日本古文書』東大寺文書之九 東京大学史料編纂所．
- 東京大学史料編纂所．1971．『大日本古文書』家わけ第十八ノ二 東京大学史料編纂所．
- 東京大学史料編纂所．1973．『大日本古文書』編年之四 東京大学出版會．
- 虎尾俊哉．1985．「校田帳」国史大辞典編集委員会編『国史大辞典』第四巻：459．
- 虎尾俊哉．1987．「租帳」国史大辞典編集委員会編『国史大辞典』第八巻：642-643．
- 虎尾俊哉．1991．「不堪佃田」国史大辞典編集委員会編『国史大辞典』第十二巻：40．
- 虎尾俊哉．2007．『訳注日本史料 延喜式』中 集英社．
- 永原慶二．1999．『岩波 日本史辞典』岩波書店．
- 西山良平．1991．「14 平安京と周辺農村」坪井清足・平野邦雄監修・町田章・鬼頭清明編集『近畿』新版[古代の日本] 角川書店：309-326．
- 野村忠夫．1985．「史生」国史大辞典編集委員会編『国史大辞典』第六巻：776．
- 福井県．1987．『福井県史』資料編1 古代 福井県印刷出版共同組合．
- 福井県．1993．『福井県史』通史編1 原始・古代 福井県印刷出版共同組合．
- 藤間生大．1947．『日本庄園史 古代より中世に至る變革の經濟的基礎構造の研究』近藤書店．
- 船越康壽．1949．「初期庄園の勞働力」『横濱大學論叢』1・2・3 合併号：126-152．
- 宝月圭吾．1968．「中世の検注について」『地方史研究』18(1)：1-9．
- 増田弘邦．1974．「八世紀における私的大土地所有と庄田経営」『前近代史研究』1：1-52．
- 松原弘宣．1976．「越前国東大寺領荘園における『所』 産業所を中心として」『日本史研究』166：36-56．
- 丸山幸彦．1982．「初期庄園の経営 越前国東大寺諸庄の場合」『史林』65(2)：32-69．
- 丸山竜平．1980．「滋賀・鴨遺跡」『木簡研究』2：35-39．
- 宮川満．1985a．「検注」国史大辞典編集委員会編『国史大辞典』第五巻：198-199．
- 宮川満．1985b．「検注帳」国史大辞典編集委員会編『国史大辞典』第五巻：199-200．
- 村井康彦．1985．「宮所庄の構造 宮都と国衙の間」『国立歴史民俗博物館研究報告』第

我国の荘園会計発達史

8集：1-12.

米田雄介．1972．「摂津国租帳に関する基礎的考察」『書陵部紀要』24：30-50．

渡邊泉．2014．『会計の歴史探訪 過去から未来へのメッセージ』同文館出版．

A.C. Littleton. 1933. *ACCOUNTING EVOLUTION TO 1900*. NEW YORK: RUSSELL & RUSSELL (片野一郎訳．1989．『リトルトン会計発達史 (増補版)』同文館出版)．

(追記、本稿の内容については、2015年12月5日に中京大学で開催された日本会計研究学会第136回中部部会で報告したものである。なお、その際には、フロアーから中京大学の中村将人先生、愛知工業大学の野村健太郎先生よりご質問を頂いた。また、報告後も参加者の方々より有益なご意見を頂いた。末筆ながら、感謝申し上げる次第である。)